

平成29年11月27日

2018年漁業センサス試行調査結果

1 実施状況

(1) 調査期日

平成29年 7 月 1 日現在

(2) 調査対象市町村

ア 海面漁業調査

石川県志賀町、徳島県鳴門市、愛媛県愛南町、佐賀県唐津市

イ 内水面漁業調査

青森県東北町、新潟県長岡市、岐阜県郡上市、愛知県碧南市、愛知県弥富市、滋賀県近江八幡市、島根県松江市

ウ 流通加工調査

石川県志賀町、徳島県鳴門市、愛媛県愛南町、佐賀県唐津市

(3) 調査の種類及び実施系統

調査の種類		調査対象	実施系統
海面 漁業 調査	漁業経営体調査	調査対象市町内に設定する4調査区にある海面漁業経営体	農林水産省－県－市町－調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	調査対象市町内にある沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合。）	農林水産省－地方農政局－調査対象
内水面 漁業 調査	内水面漁業経営体調査	調査対象市町内に設定する5調査区にある内水面漁業経営体	農林水産省－地方農政局－（調査員）－調査対象
	内水面漁業地域調査	調査対象市町のうち、調査対象湖沼を有する市町内の内水面組合（水産業協同組合法第18条第2項に規定する内水面組合。）	農林水産省－地方農政局－調査対象
流通 加工 調査	魚市場調査	調査対象市町内にある魚市場	農林水産省－地方農政局－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	調査対象市町内に設定する1調査区にある冷凍・冷蔵工場及び水産加工場	農林水産省－地方農政局－調査員－調査対象

(4) 調査方法

ア 漁業経営体調査

県知事が任命した調査員が、報告者に対して調査票を配布・回収する自計申告の方法により実施。

ただし、報告者から面接調査の申出があった場合には、調査員が報告者から面接

調査による方法により実施。

イ 海面漁業地域調査、内水面漁業地域調査、魚市場調査

地方農政局から報告者に対して、調査票を郵送により配布し、オンライン（電子メール）又は郵送により回収する自計申告の方法により実施。

ウ 内水面漁業経営体調査

- ・ 地方農政局長が任命した調査員が、報告者に対して調査票を配布・回収する自計申告の方法により実施。

ただし、報告者から面接調査の申出があった場合には、調査員が報告者から面接調査による方法により実施。

- ・ 地方農政局から、報告者に対して調査票を郵送により配布・回収する自計申告の方法により実施。

ただし、郵送による回収ができなかった調査票は、職員が回収する。

エ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

地方農政局長が任命した調査員が、報告者に対して調査票を配布・回収する自計申告の方法により実施。

(5) 検証事項

ア 水産施策の展開等に伴う新たな統計ニーズへの対応

平成29年3月に策定予定の次期水産基本計画や各種水産施策への利用に向けた要望に基づく新たな調査項目を既存の調査項目に追加し、記入や補正の状況を検証。

イ 効率的な調査方法の検討

海面漁業地域調査、内水面漁業地域調査及び魚市場調査において、調査員調査からオンライン調査又は往復郵送調査へ変更するための課題を把握。

内水面漁業経営体調査での、経営体の少ない市町村における往復郵送調査の検討を行うため、1調査区1経営体の調査区を2調査区ずつ設定し、調査員調査と往復郵送調査の労力比較等により往復郵送調査における課題を把握。

ウ 効果的な広報手段の検討

調査協力への意識醸成のための広報活動として、漁業経営体調査の調査対象に対して事前に協力依頼状を送付し、その効果を確認。

2 試行調査結果

(1) 水産施策の展開等に伴う新たな統計ニーズへの対応（新規項目における記入・補正状況）

各調査における調査票の新規及び変更項目ごとの記入・補正状況は以下のとおり。

ア 漁業経営体調査

(7) 漁業経営体調査票（個人経営体用）

概ね調査対象において適切に記入された。「Ⅳ 漁業経営について」の営んだ漁業種類、海面養殖業、過去1年間の漁獲物・収獲物の販売金額及び漁獲物・収獲物の出荷先において出現しない項目があった。（表1－1）

表1－1 漁業経営体調査票（個人経営体用）の記入・補正状況

単位：％

新規及び変更項目	調査対象が適切に回答	調査員や職員が補正
I 世帯について		
満15歳以上の世帯員	95.3	4.7
③出生の年月	94.8	4.7
⑨6その他（家事、育児、学生、高齢や病気で仕事をしなかったなど）	94.4	4.7
⑫自家漁業の従事日数	94.0	6.0
⑲経営主とともに経営方針の決定に関わっている	100.0	0.0
⑳経営の後継者（予定を含む）	92.3	7.7
4 世帯から離れて住んでいる漁業経営の後継者	97.6	2.4
II 自家漁業に雇った人		
計	91.8	8.2
うち、臨時労働者	96.3	3.7
うち、親が漁業に従事する人	100.0	0.0
IV 漁業経営について		
1 営んだ漁業種類		
とらふぐ養殖	－	－
くろまぐろ養殖	－	－
にじます養殖	－	－
2 海面養殖業		
うち、とらふぐ	－	－
うち、陸上水槽	－	－
うち、くろまぐろ	－	－
うち、にじます	－	－
4 過去1年間の漁獲物・収獲物の販売金額		
10億円以上の実額	－	－
5 漁獲物・収獲物の出荷先		
うち、販売店舗	－	－
うち、漁家レストラン	－	－
6 漁業生産関連事業（複数世帯での事業）	100.0	0.0

(イ) 漁業経営体調査票（団体経営体用）

概ね調査対象において適切に記入された。また、個人経営体同様「Ⅲ 漁業経営について」の営んだ漁業種類、海面養殖業及び漁獲物・収獲物の出荷先において出現しない項目があった。（表１－２）

表１－２ 漁業経営体調査票（団体経営体用）の記入・補正状況

単位：％

新規及び変更項目	調査対象が適切に回答	調査員や職員が補正
法人番号	93.3	6.7
I 漁業の従事者		
経営者・役員等	100.0	0.0
雇用者	86.7	6.7
うち、臨時労働者	66.7	33.3
うち、親が漁業に従事する人	100.0	0.0
Ⅲ 漁業経営について		
1 営んだ漁業種類		
とらふぐ養殖	－	－
くろまぐろ養殖	－	－
にじます養殖	－	－
2 海面養殖業		
うち、とらふぐ	－	－
うち、陸上水槽	－	－
うち、くろまぐろ	－	－
うち、にじます	－	－
4 過去１年間の漁獲物・収獲物の販売金額		
10億円以上の実額	100.0	0.0
5 漁獲物・収獲物の出荷先		
うち、販売店舗	－	－
うち、漁家レストラン	－	－

イ 海面漁業地域調査

新規及び変更項目はなし。

ウ 内水面漁業経営体調査

(7) 内水面漁業経営体調査票（個人経営体用）

一部の項目については、調査対象において適切に記入されたが、補正割合の高い項目や出現しない項目もあった。（表 1－3）

特に補正割合の高い項目であった「Ⅰ 世帯について」では、全体的に漁業に従事しない世帯員の記入漏れが多く、「Ⅱ 湖沼漁業 1 過去 1 年間の雇用者」では、経営主等世帯員を誤って記入する事例や男女別年齢別の記入はあるものの合計欄の記入が漏れている事例等が散見された。

表 1－3 内水面漁業経営体調査票（個人経営体用）の記入・補正状況

単位：％

新規及び変更項目	調査対象が適切に回答	調査員や職員が補正
Ⅰ 世帯について		
うち、満15歳以上の世帯員	76.5	23.5
③出生の年月	66.1	24.3
④うち、湖上作業	71.2	28.8
⑨その他（家事、育児、学生、高齢や病気で仕事をしなかったなど）	47.6	36.5
⑫自家の湖沼漁業と内水面養殖業の作業日数	67.8	31.3
⑭経営主とともに経営方針の決定に関わっている	56.3	43.8
⑮経営の後継者（予定を含む）	70.0	30.0
4 世帯から離れて住んでいる漁業経営の後継者	85.0	15.0
Ⅱ 湖沼漁業		
1 過去 1 年間の雇用者		
雇用者	37.5	62.5
うち、臨時労働者	25.0	75.0
6 漁獲物の販売金額		
1 億円以上の金額	－	－
Ⅲ 内水面養殖業		
1 過去 1 年間の養殖業に雇った人数		
雇用者	50.0	50.0
うち、臨時労働者	75.0	25.0
3 養殖種類		
食用 にじます（海水養殖）	－	－
食用 ぎんざけ（淡水養殖）	－	－
食用 ぎんざけ（海水養殖）	－	－
種苗用 にじます	100.0	0.0
種苗用 ぎんざけ	－	0.0
種苗用 その他ます類	100.0	0.0
4 収獲物の販売金額		
1 億円以上の金額	－	－

(イ) 内水面漁業経営体調査票（団体経営体用）

個人経営体用と同様に、一部の項目について、調査対象において適切に記入されたが、補正割合の高い項目や出現しない項目もあった。（表１－４）

特に補正割合の高い項目であった「Ⅰ 湖沼漁業」では、全体的に養殖のみの調査対象が誤って湖沼漁業の回答欄に記入している事例が散見された。

表１－４ 内水面漁業経営体調査票（団体経営体用）の記入・補正状況

単位：％

新規及び変更項目		調査対象が適切に回答	調査員や職員が補正
Ⅰ 湖沼漁業			
1 過去 1 年間の従事者			
経営者・役員等	50.0	50.0	
雇用者	0.0	100.0	
うち、臨時労働者	0.0	100.0	
湖沼漁業従事者計	50.0	50.0	
6 漁獲物の販売金額			
1 億円以上の金額	－	－	
Ⅱ 内水面養殖業			
1 過去 1 年間の養殖業に従事した人数			
経営者・役員等	100.0	0.0	
雇用者	100.0	0.0	
うち、臨時労働者	0.0	100.0	
養殖業従事者数計	66.7	33.3	
3 養殖種類			
食用 にじます（海水養殖）	－	－	
食用 ぎんざけ（淡水養殖）	－	－	
食用 ぎんざけ（海水養殖）	－	－	
種苗用 にじます	－	－	
種苗用 ぎんざけ	－	－	
種苗用 その他ます類	－	－	
4 収獲物の販売金額			
1 億円以上の金額	－	－	
法人番号	50.0	25.0	

エ 内水面漁業地域調査

新規及び変更項目はなし。

オ 魚市場調査

調査対象において適切に記入された。(表 1－5)

表 1－5 魚市場調査票の記入・補正状況

単位：％

新規及び変更項目	調査対象が適切に回答	調査員や職員が補正
法人番号	100.0	0.0

カ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

概ね調査対象において適切に記入された。

なお、「Ⅲ 水産加工場 3 水産加工品の販売金額 10億円以上の金額」は、水産加工品の販売金額が10億円以上の場合に金額を記入する項目であるが、該当しない調査対象の記入があったため、調査員が補正したものである。(表 1－6)

表 1－6 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の記入・補正状況

単位：％

新規及び変更項目	調査対象が適切に回答	調査員や職員が補正
法人番号	69.4	30.6
I 事業所の概要		
2 過去1年間の従業者数	72.2	27.8
Ⅲ 水産加工場		
1 水産加工品生産量		
冷凍たい類	100.0	0.0
冷凍かき類	－	－
3 水産加工品の販売金額		
10億円以上の金額	0.0	100.0
4 水産加工品の出荷先	94.1	5.9

(2) 効率的な調査方法の検討

ア 海面漁業地域調査等におけるオンライン調査、往復郵送調査

3 調査ともすべての調査票についてオンライン又は郵送により回収することができた。(表 2-1)

記入状況については、オンライン回収及び郵送回収いずれにも、概ね調査対象において適切に記入された。

表 2-1 海面漁業地域調査等における回収、記入状況

調査の種類	調査票 回収率	オンライン 利用率	調査票の記入・補正状況			
			オンライン回収		郵送回収	
			調査対象が 適切に記入	回収後の 審査で補正	調査対象が 適切に記入	回収後の 審査で補正
海面漁業地域調査	100.0%	66.7%	76.9%	23.1%	100.0%	—
内水面漁業地域調査	100.0%	33.3%	100.0%	—	85.7%	14.3%
魚市場調査	100.0%	50.0%	80.0%	20.0%	80.0%	20.0%

イ 内水面漁業経営体調査における往復郵送調査

往復郵送調査を試行した調査対象については、一部、電話による督促が必要となったものの、すべての調査票を回収することができた。(表 2-2)

表 2-2 内水面漁業経営体調査のうち往復郵送調査実施分の回収状況

調査票 回収率	督促なし	督促あり	
		1回	2回
		8.3%	8.3%

調査票の記入状況については、調査員が回収した調査票と郵送により回収した調査票を比較したところ、郵送の方が回収後の審査で補正が必要となった。(表 2-3)

表 2-3 内水面漁業経営体調査の調査票記入状況

調査の種類	調査票の記入・補正状況			
	調査員調査		往復郵送調査	
	調査対象が 適切に記入	回収後の 審査で補正	調査対象が 適切に記入	回収後の 審査で補正
内水面漁業経営体調査	76.8%	23.3%	56.2%	43.8%

また、1つの調査対象について調査員調査で実施した場合と往復郵送調査で実施した場合に必要な地方農政局担当者の労力を時間換算で比較したところ、調査員調査の方が調査員に係る事務等もあり、6時間ほど多く労力がかかる結果となった。(表2-4)

表2-4 調査員調査と往復郵送調査との職員労力の比較

	合計 (時間：分)	準備 (時間：分)	実査・審査 (時間：分)	その他 (時間：分)
調査員調査	7:29	5:32	1:15	0:41
郵送調査	1:38	0:41	0:56	

(3) 効果的な広報手段の検討（調査協力依頼状の事前送付）

ほとんどの調査員が、効果があった（「ある程度効果あり」を含む。）との感想を持った。(表3)

表3 調査協力依頼状の効果に関する調査員の感想

大変効果あり	ある程度効果あり	ほとんど効果なし	まったく効果なし	わからない
25.0%	56.3%	18.8%	-	-

3 調査実施者からの主な意見・要望

(1) 水産施策の展開等に伴う新たな統計ニーズへの対応について

- 法人番号の調査票への記入は、事業所が特定されることになるのではないかな。
- 法人番号の検索サイトがあるため、あらかじめ名簿へ整理が可能ではないかな。
- 報告者が「法人番号を探しても分からず」と回答した際に、職員が補正し記入した。

(2) 効率的な調査方法について

ア 海面漁業地域調査等におけるオンライン調査、往復郵送調査

- オンライン又は郵送による回収率は6割程度と想定され、督促作業が大きいことが予想される。
- 政府共同システムを利用したオンライン調査に比べ、今回のASPサービスによるもののほうが、操作性は良好。調査票回収時のログイン工程（トークンの使用がなく）がスムーズである。

イ 内水面漁業経営体調査における往復郵送調査

- 郵送の場合、回収率の低下が見込まれ、督促や調査票の審査・補正に係る職員の労力が増加する。

- 地域の実情に応じて調査方法を選択できるようにしてもらいたい。

(3) 効果的な広報手段の検討（調査協力依頼状の事前送付）

- 漁協職員ではなく一般の方が調査員となる場合は、有益だと思う。
- 高齢者は依頼状を見てくれていない印象。
- 宛名はタックシールを作って貼り付けた。試行調査の件数なら苦にはならなかったが、本調査の件数となるとやや負担を感じる。

4 まとめ

(1) 水産施策の展開等に伴う新たな統計ニーズへの対応について

新たな調査項目について、漁業経営体調査、魚市場調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査では、概ね適切な記入が可能であることが確認できた。

一方、内水面漁業経営体調査では、往復郵送調査の導入もあり、本来記入の必要がない調査項目への記入や合計項目の記入漏れなど調査対象が適切に回答できていない調査項目が出現している。このため、新たな調査項目の設定に当たっては、調査票上の誘導や「調査票の記入の仕方」における明示などで、調査対象に記入箇所をわかりやすくする等の工夫を施すことが必要である。

(2) 効率的な調査方法について

ア 海面漁業地域調査、内水面漁業地域調査及び魚市場調査

当該3調査においては、郵送による調査票の配布、回収はオンライン又は郵送による方法でも実施可能であったことから、これまでの調査員調査から、本方法による実施とする。

イ 内水面漁業経営体調査

往復郵送調査は、調査員に係る担当者の事務負担が減少する利点があるが、調査員調査と比べて調査票の補正も多く、審査に係る担当者の労力の増加が見込まれる。調査員の任命が難しい地域等では有効と考えられることから、地域の実態に合わせて往復郵送調査も選択できるよう検討する。

(3) 効果的な広報手段について

調査協力への意識醸成を図るため、調査協力依頼状を事前に調査対象へ送付する取り組みについては、一定の効果が認められたことから、これまでのポスターの作成・掲示やパンフレットの作成・配布等の広報活動に加え、実施する。

なお、今回の試行調査においては、漁業経営体調査のみで実施したが、内水面漁業経営体調査等、他の調査においても、同様に実施する方向で検討する。